

中京大学附属中京高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための本校の姿勢

本校は建学の精神・校訓を教育の基盤とし、知・徳・体のバランスがとれた人格を養成するとともに、平和的・民主的な社会の形成者を育成することを目標としています。

いじめはこれらの精神に反することはもちろん、人として決して許されることではありません。私たち教職員は、一丸となっていじめ防止に取り組み、全ての生徒が安心して安全に学校生活を送るための環境作りを行います。

建学の精神	「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」
校訓	「真剣味」
建学の精神に定める四大綱を体得させ、望ましい社会人としての品性を養成する	
四大綱	(1) ルールを守る
	(2) ベストを尽くす
	(3) チームワークを作る
	(4) 相手に敬意を持つ

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法の第一章第二条には『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』とあり、本校もこの定義のもと対応していきます。

3 具体的な取組

(1) 未然防止の取組

いじめを「しない」「させない」環境作りのため、全ての教職員が日常のあらゆる場面において、豊かな人間関係を構築し、思いやりの心をはぐくむ取組をします。

(2) 早期発見・早期解決のための取組

全ての教職員が、授業やホームルーム活動、部活動等を通じてクラスや部の様子、生徒ひとりひとりを把握し、些細な事態にも即座に対応できるようにします。また、家庭との連絡を密にし、面談やアンケートを実施し、状況に応じてカウンセラーの協力を得る等して、生徒ひとりひとりと向き合っていきます。